

郡山市下水道工事指定店の新規指定申請の受付について

1 申請の受付

- (1) 申請期間 令和7年1月6日(月)から令和7年1月31日(金)まで(期限厳守)
(土曜日・日曜日、祭日を除く。)
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 申請場所 郡山市上下水道局お客様サービス課排水施設係(電話 024-932-7666)
(郡山市豊田町1番4号 上下水道局1階)
- (4) 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
※5年後に継続の申請が必要となります。

2 資格要件

指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する者でなければならない。(郡山市下水道条例第21条の5)

- (1) 市内に営業所を有すること。
- (2) 専属の下水道排水設備工事責任技術者(公益財団法人福島県下水道公社が排水設備工事の設計及び施工に関して技能を有する者として認め、登録した者をいう。)を1人以上有すること。
- (3) 排水設備工事に必要な設備及び器材を備え、従業員を常置していること。

3 申請書類

指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。(郡山市下水道条例施行規程第30条)

- (1) 郡山市下水道工事指定店(新規・継続)申請書(第26号様式)
- (2) 履歴書及び工事経歴書
- (3) 住民票(法人にあっては、登記事項証明書)原本
- (4) 郡山市発行の納税証明書原本
- (5) 所有(リース)機器調書(器材等の写真も含む)
※リース器材の場合は、「契約書(写し)等」を添付
- (6) 下水道排水設備工事責任技術者証の写し(下水道排水設備工事責任技術者証の取得予定者にあっては、下水道排水設備工事責任技術者資格認定試験合格証の写し)
- (7) 下水道配管従事者名簿(従業員名簿)及び雇用証明
- (8) 営業所の写真(店の看板等も撮影、また撮影日(直近3か月以内)も入れてください)
- (9) 営業所付近の略図及び資材置場付近の略図(営業所の所在地と異なる場合)

4 手数料

指定を受けようとする者は、申請時に、1件につき15,000円の手数料を納付すること。なお、納付された手数料は、返還しません(郡山市下水道条例第21条の8)

※受付時に納付書を発行しますので、お客様サービスセンター窓口(上下水道局1階)又は郡山市指定・指定代理・収納代理金融機関(納付書裏面に記載)で納付後、領収証書(控)を排水施設係窓口へ提出してください。

目次

- 1 申請書類提出上の注意事項（新規申請用）
- 2 新規指定申請書類一式
- 3 新規指定申請書類記入例
- 4 よくある質問
- 5 排水設備工事に必要な設備及び器材の一例

1 申請書類提出上の注意事項（新規申請用）

申請書(第26号様式)に添付する書類

- 1 履歴書及び工事経歴書
- 2 住民票（法人にあつては、登記事項証明書）原本
- 3 郡山市発行の納税証明書原本
- 4 工事に必要な設備及び器材を有していることを証する書類（器材等の写真も含む）
- 5 下水道排水設備工事責任技術者証の写し（表）
- 6 下水道配管従事者名簿（従業員名簿）及び雇用証明
- 7 営業所の写真(店の看板等も撮影、また撮影日(直近3か月以内)も入れてください)
- 8 営業所付近の略図及び資材置場付近の略図(営業所の所在地と異なる場合)

添付書類の注意事項

- 1 法人の場合、履歴書は郡山市内の営業所(支店)の長の履歴を記入してください。代表者が兼任している場合は代表者の履歴を記入してください。
- 2 住民票（法人にあつては、登記事項証明書）は原本を提出してください。
法人の場合、支店等の移転、代表者の変更、代表者住所の異動があつた場合には、登記事項を変更してから提出してください（※履歴書と登記事項証明書の内容に矛盾がないよう確認をお願いします）。
また、登記事項証明書では履歴書の「現住所」が確認できない場合、法人であっても履歴書の「現住所」が確認できる住民票の写しを添付してください。
- 3 納税証明書（原本）は直近1年度分を提出してください。
 - ・法人の場合：法人市民税、固定資産税、軽自動車税（課税されていなければ不要）
 - ・個人事業主の場合：個人市県民税、固定資産税、国民健康保険税（代表者の納税証明書）
- 4 所有機器調書は調査、測量、土工及び配管器材等を記入(器材等の写真も含む)してください。
※リース器材の場合は、「契約書(写し)等」を添付すること。
- 5 福島県下水道排水設備責任技術者証の写しは記載内容が確認できるものを添付してください。また、福島県下水道排水設備責任技術者証の期限が切れているものは無効ですので、登録期限内のものを添付してください。
- 6 雇用証明（社会保険、雇用保険等のいずれか一種類で可）の写し（公的機関発行）は下水道配管従事者（従業員）名簿に記入してある全員分を添付してください。
 - ・法人で社会保険の場合：被保険者資格取得等確認通知書、被保険者標準報酬決定通知書等のいずれか
 - ・個人事業主の場合：源泉徴収票、確定申告の専従者控除等のいずれか※上記の公的機関発行の書類がない場合は代表者発行の給与支払台帳の写しを添付

7 営業所の写真は、事業者名の看板の取付位置が確認できるもの、また、文字が読み取れるように撮影したもの(直近3か月以内)を添付してください。

※認可標示板について、下水道工事指定店に指定された後、認可標示板(指定店標示板)を作製し、営業所外部の見やすいところに掲げ、写真を提出してください。

※7の補足 認可標示板(指定店標示板)について

郡山市下水道条例第21条の5第3項により、下水道工事指定店は、工事指定店である旨を表示する標示板を掲げるよう義務付けられています。各自で金型業者等を選定し、指定店標示板(第28号様式)を作製してください。

なお、上下水道局から作製業者を指定することはありません。

郡山市下水道条例(抜粋)

(工事指定店の指定)

第21条の5 上下水道事業管理者は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、工事指定店の指定をするものとする。

- (1) 市内に営業所を有すること。
- (2) 専属の下水道排水設備工事責任技術者(公益財団法人福島県下水道公社が排水設備工事の設計及び施工に関して技能を有する者として認め、登録した者をいう。)を1人以上有すること。
- (3) 排水設備工事に必要な設備及び器材を備え、従業員を常置していること。

2 上下水道事業管理者は、前項の規定により工事指定店を指定したときは、これを登録し、認可証を交付する。

3 工事指定店の指定を受けた者は、前項の認可証の交付を受けたときは、工事指定店である旨を表示する標示板を営業所外部の見やすい所に掲げなければならない。

郡山市下水道条例施行規程(抜粋)

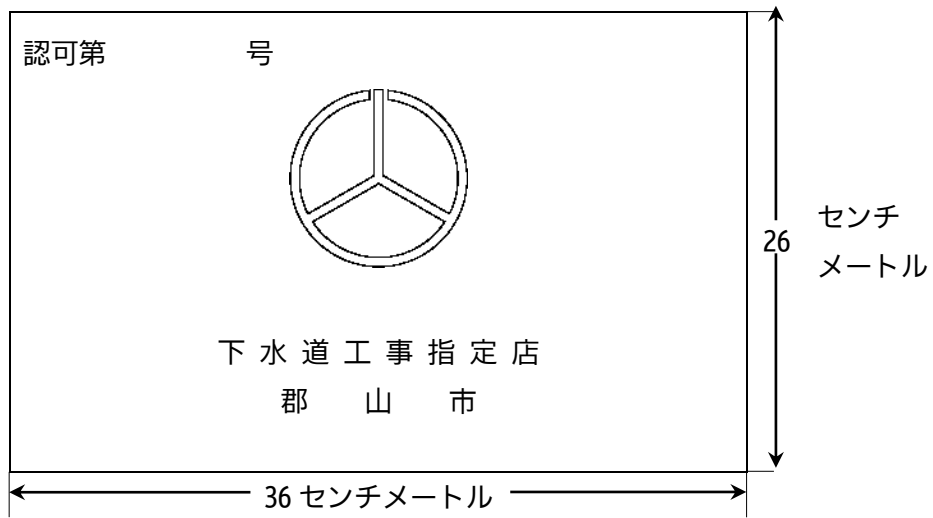
(工事指定店の指定)

第31条 条例第21条の5第2項の規定による登録は、下水道工事指定店台帳に登載して行うものとし、同項の認可証は、郡山市下水道工事指定店認可証(第27号様式)とする。

2 条例第21条の5第3項の標示板は、郡山市下水道工事指定店標示板(第28号様式)とする。

第 28 号様式(第 31 条関係)

郡山市下水道工事指定店標示板



注 材質は、^{ほうきん} 鉑金とする。

(作製例)



※作製した標示板は営業所外部の見やすいところに掲げてください。

2 新規指定申請書類一式

第26号様式（第30条、第32条関係）

郡山市下水道工事指定店（新規・継続）申請書

令和 年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称及
び代表者の氏名
電 話 番 号
ファックス番号

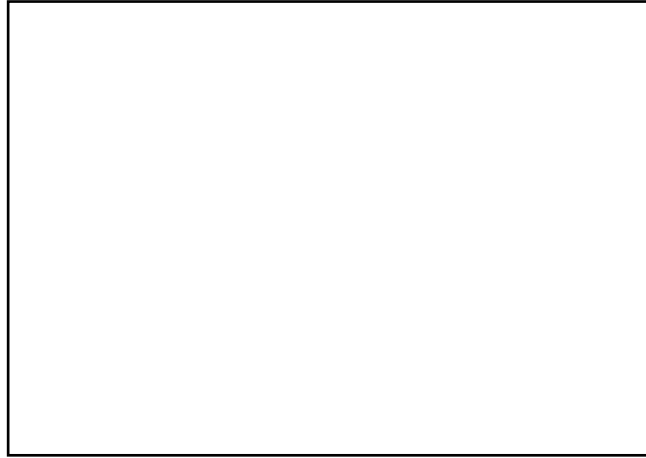
郡山市下水道工事指定店として指定を受けたいので申請します。

申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	添付書類 1 履歴書及び工事経歴書 2 住民票（法人にあっては、 登記事項証明書）原本 3 郡山市発行の納税証明書 4 工事に必要な設備及び 器材を有していることを 証する書類 5 下水道排水設備工事責任 技術者証の写し（下水道排 水設備工事責任技術者証の 取得予定者にあっては、下 水道排水設備工事責任技術 者資格認定試験合格証の写 し） 6 下水道配管従事者名簿（ 従業員名簿）及び雇用証明 7 郡山市下水道工事指定店 認可証の写し
認 可 番 号	第 号	
創 業 年 月 日	年 月 日	
営 業 種 目		
主として請負う建設 工 事 の 種 類		
資 本 金		
建設業法第3条の規定 による登録の有無		
郡山市指定給水装置 工 事 事 業 者 と し て の 指 定 の 有 無		
(摘要)		

備考

- 1 「申請区分」欄の該当する箇所（□印）にレ印を記入すること。
- 2 「認可番号」欄には、継続の申請の場合に記入すること。

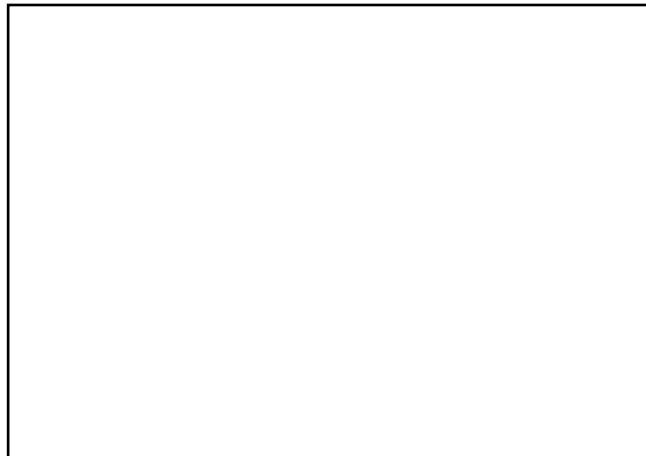
下水道排水設備工事責任技術者証の写し



技術者証（表）



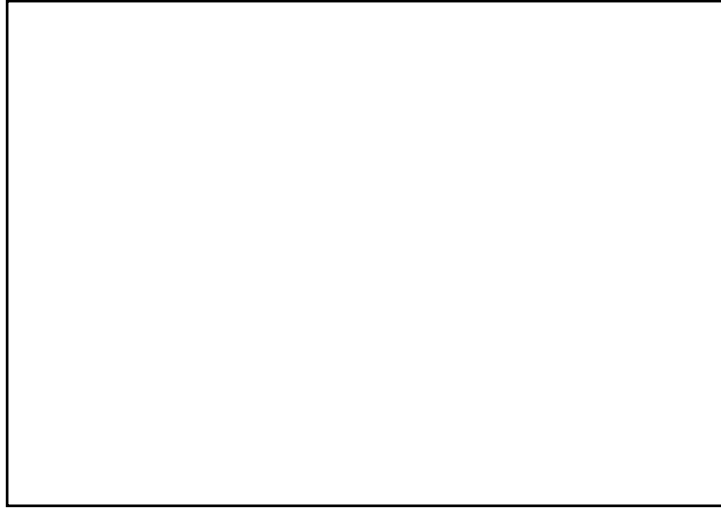
技術者証（表）



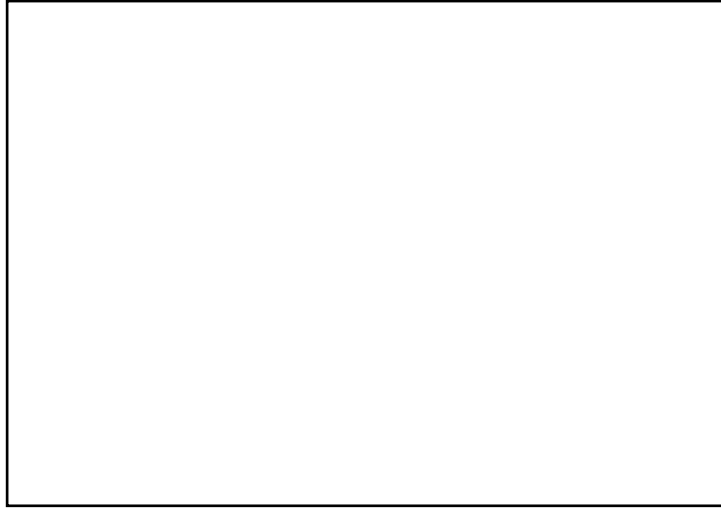
技術者証（表）

雇用証明の写し

営業所の写真



全 景

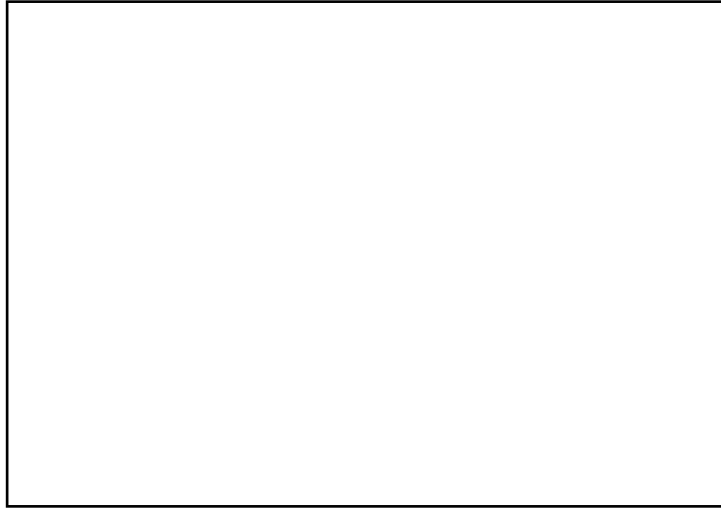


正面近景

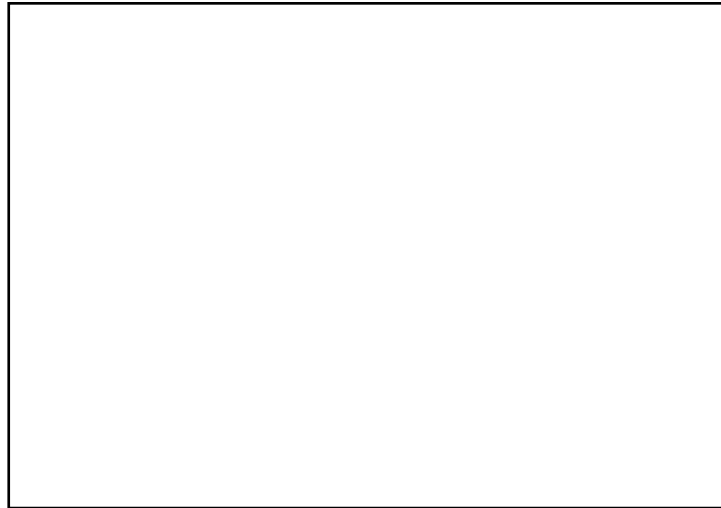


営業所名等の看板

営業所の写真（2）



認可標示板

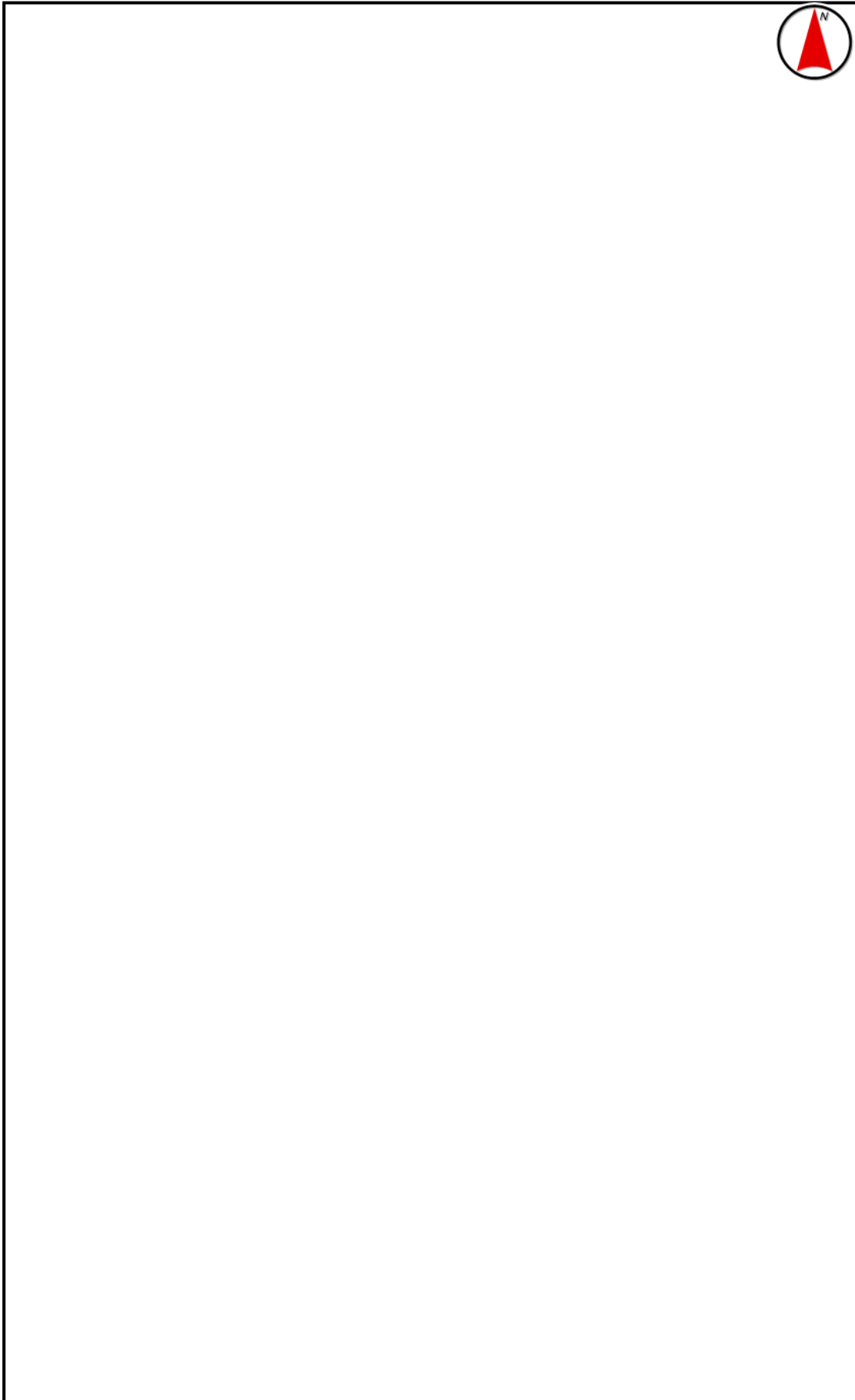


事務所内部(事務機器等設置)

営業所付近の略図



資材置場付近の略図（営業所の所在地と異なる場合）



3 新規指定申請書類記入例

「新規」を丸で囲み、「継続」に二重線を引きます。

第26号様式（第30条、第32条関係）

郡山市下水道工事指定店 **新規** 申請書

日付は記入しないでください。

本社が市外にあり、市内にあるのは営業所(支店)という場合は、郡山営業所(支店)として、記入・押印してください。

令和 年 月 日

代表者の自署の場合は押印不要

住所又は所在地 郡山市〇〇〇一丁目〇番〇号
 申請者 氏名又は名称及び代表者の氏名 下水道サービス株式会社
 代表取締役 下水道 太郎
 電話番号 024-900-0000
 ファックス番号 024-900-0000

印

代表者印(営業所長又は支店長印)を押印してください。

郡山市下水道工事指定店として指定を受けたいので申請します。

申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	添付書類
認可番号	第 号	1 履歴書及び工事経歴書
創業年月日	〇年 〇月 〇日	2 住民票（法人にあっては、登記事項証明書）原本
営業種目	建設業	3 郡山市発行の納税証明書
主として請負う建設工事の種類	土木、土工、給水事業	4 工事に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
資本金	〇〇〇万円	5 下水道排水設備工事責任技術者証の写し（下水道排水設備工事責任技術者証の取得予定者にあつては、下水道排水設備工事責任技術者資格認定試験合格証の写し）
建設業法第3条の規定による登録の有無	有（第〇〇〇〇〇号） 福島県知事許可（般-3）	6 下水道配管従事者名簿（従業員名簿）及び雇用証明
郡山市指定給水装置工事事業者としての指定の有無	有（認可番号〇〇〇号）	7 郡山市下水道工事指定店認可証の写し
(摘要)	法人の場合のみ記入します。	

無い場合は「無」と記入します。

申請書の提出前に、添付書類がそろっているか確認をお願いします。

添付書類7の「郡山市下水道工事指定店認可証の写し」は添付不要です。

備考

- 「申請区分」欄の該当する箇所（印）にシ印を記す。
- 「認可番号」欄には、継続の申請の場合に記入すること。

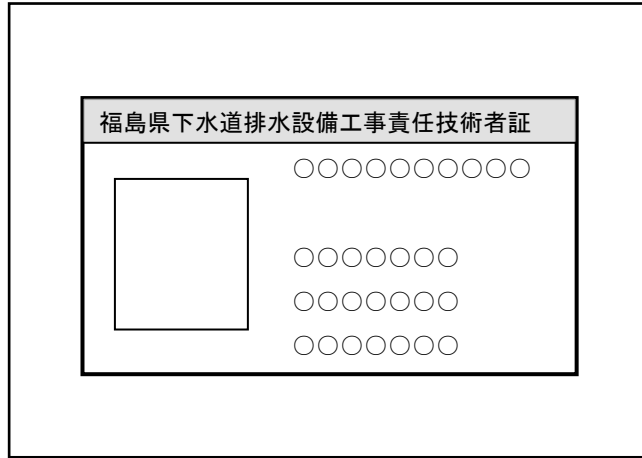
別紙の設備及び器材の一例を参考に記入
してください。

(機器等の写真も添付してください)

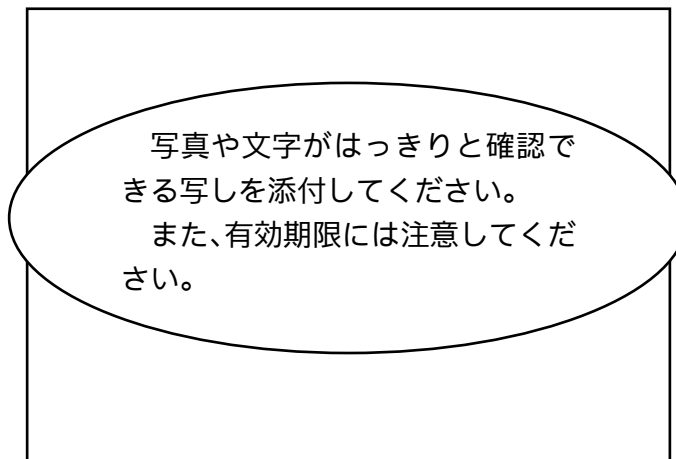
所有(リース)機器調書

種 類	能 力	数 量	所有区分
ダンプカー (運搬車両)	最大積載重量 10 t	1	所 有 リース
小型トラック (運搬車両)	最大積載重量 2 t	1	所 有 リース
ミニバックホウ	掘削能力 0.1 m ³	1	所 有 リース
コンクリートカッター	切断深さ 100 H	1	所 有 リース
ハンドカッター	切断深さ 102 H	2	所 有 リース
ランマー (転圧機)	定格出力(KW/PS)1.6/2.2	1	所 有 リース
オートレベル (水準器)	名称：〇〇-△△△ 型番：〇〇〇〇〇〇〇〇 1km 往復標準偏差±0.7mm 倍率32倍	2	所 有 リース
回転レーザーレベル (水準器) (本体)	名称：〇〇-△△△ 型番：〇〇〇〇〇〇〇〇 水平精度：±10" 測定範囲：800m	1	所 有 リース
回転レーザーレベル (水準器) (受光部)	名称：〇〇-△△△ 型番：〇〇〇〇〇〇〇〇 受光精度：±1.0mm	1	所 有 リース
排水ポンプ	口径 50mm 吐出量 0.12 m ³ /min	1	所 有 リース
発電機	2.4 KVA	1	所 有 リース
リース器材は、「契約書(写し)等」を添付			

下水道排水設備工事責任技術者証の写し



技術者証（表）



技術者証（表）



技術者証（表）

雇用証明の写し

例：保険証 等

例：給与支払台帳
(直近3か月分) 等

下水道配管従事者名簿（従業員名簿）に記入した全員分の雇用証明（社会保険、雇用保険、給与支払台帳等）の写しを添付します。
※給与支払台帳を添付する際は直近3か月分を添付してください。

営業所の写真

写真の撮り方

営業所の敷地全体が収まるように撮影してください。

なお、営業所建物及び営業所名等看板の位置が確認できるようにしてください。

※撮影日(直近3か月以内)も入れてください。

全 景

営業所を正面から
撮影します。

正面近景

全景で営業所名等看板が確認できない場合は添付してください。

全景及び正面近景で確認できる場合は添付不要です。

営業所名等の看板

営業所の写真（2）

下水道工事指定店に指定された後、指定店標示板（第 28 号様式）を作製し、営業所外部の見やすいところに掲げ、写真を提出してください。

「認可第〇〇〇号」がはっきり分かるように撮影してください。

認可標示板

写真の撮り方

従業員が常駐（1人以上）し、事務機器等が設置されていることが分かるように撮影してください。

※撮影日（直近3か月以内）も入れてください。

事務所内部（事務機器等設置）

営業所付近の略図



営業所の位置が確認できる位置
図を添付してください。
※営業所の位置が中央になるよう
にしてください。

資材置場付近の略図（営業所の所在地と異なる場合）



資材置場の位置が確認できる位置
図を添付してください。

※資材置場の位置が中央になるよう
にしてください。

営業所の所在地と同一であれば提
出不要です。

下水道配管従事者名簿（従業員名簿）

氏 名	生 年 月 日	住 所	性 別	入 社 日	経 験 年 数
責任技術者 郡山 次郎	昭和〇〇年〇月〇日	郡山市～	男	平成〇年〇月〇日	〇〇年〇月
責任技術者 安積 一郎	昭和〇〇年〇月〇日	郡山市～	男	平成〇年〇月〇日	〇〇年〇月
配管従事者 日出山 五郎	昭和〇〇年〇月〇日	郡山市～	男	平成〇年〇月〇日	〇〇年〇月
配管従事者 台新 一	昭和〇〇年〇月〇日	郡山市～	男	平成〇年〇月〇日	〇〇年〇月
配管従事者 横塚 力	昭和〇〇年〇月〇日	郡山市～	男	平成〇年〇月〇日	〇〇年〇月
事務員 富久山 花子	昭和〇〇年〇月〇日	郡山市～	女	平成〇年〇月〇日	〇〇年〇月

責任技術者、配管従事者、事務員の別を記入してください。

取締役等を除く従業員全員分を記入します（ただし、取締役が責任技術者である場合は記入が必要です）。
人数が非常に多い場合（3枚以上となる場合は排水設備担当者のみを記入し、その場合も最低1名以上常駐事務員を記入してください）。

申請日現在の経験年数を記入します。（他社在籍期間も含む）

4 よくある質問

新規指定申請時によくある質問については次のとおりです。

Q1 申請書を提出し、手数料を納付すれば、すぐに指定を受けられるのか。

A1 申請書提出及び手数料納付の後に実態調査を行います。場合によっては改善・是正措置をお願いすることがあります。書類上、実態上の課題をすべて解決した上ではじめて指定となります。

Q2 指定を受けるといつまで有効なのか。

A2 有効期間は5年間です。今回指定を受けると令和7年4月1日から令和12年3月31日まで有効です。指定の有効期間内でなければ市内で排水設備工事は行えません。

Q3 事務所は自宅の一室としたいが、指定店として可能か。

A3 個人で事業を始めようとする場合、自宅の一室を事務所とするのは可能ですが、第三者が見てすぐに事業者名が分かるように、入り口を自宅と別にする等、玄関先などに指定店として申請する名称を記した看板などを掲げてください。また、室内に事務機器や通信機器などを備えておくことが必要となります。

Q4 「排水設備工事に必要な設備及び器材」で、主要な器材を所有していないが、どのように申請すればよいか。

A4 主要な機材のリース対応を認めています。リース器材については、別紙の「5 排水設備工事に必要な設備及び器材の一例」を参考に所有(リース)機器調書を作成し、「契約書(写)等」と一緒に提出してください。

Q5 1年以内に市内での工事実績がない。申請は可能か。

A5 申請可能です。工事経歴書に「市内において工事経歴なし」と記入してください。

Q6 本社が郡山市外において登記されているため、郡山市の法人市民税などは課税されていないが、納税証明は必要か。

A6 郡山市以外の市町村で納税している場合、参考として納税状況を確認させていただきますので、当該市町村発行の納税証明書(原本)を提出してください。

Q7 個人で事業を行っており、事務員として家族に従事させているが、雇用実態が不明確である。雇用証明はどうすればよいか。

A7 指定店の資格要件の1つである、営業所に常置している従業員（事務員）の存在を確認するためにも雇用関係の証明が必要となります。代表者名で発行した給与支払台帳などの写し（直近3か月分程度）の提出をお願いします。

Q8 実態調査（事務所訪問）とは何か。また、事前に連絡をもらえるのか。

A8 郡山市下水道条例第21条の5により、下水道工事指定店の資格要件の1つに「従業員を常置していること」が求められます。普段のありのままの状態を確認しますので、特別の準備は必要ありませんが、原則として事前連絡せずに訪問します。その際、事務所にいらっしゃる方に、申請内容や業務内容などについて簡単な質問をします。また、所有機器調書に基づき所有機器を確認しますが、現場に持ち出し中であるものについては、訪問時に事務所になくとも結構です。

Q9 手数料納付はいつどこで行うのか。

A9 窓口にて申請書の内容に不備のないことが認められた際に納付書を発行します。郡山市指定・指定代理・収納代理金融機関（納付書裏面に記載）のいずれかに納付書を持参し、納付してください（納付書発行後、お客様サービス課脇のお客様サービスセンター窓口で納付可）。なお、金融機関窓口の営業時間は午後3時までとなっているため、ご注意ください。

納付後、出納印入りの領収書をお客様サービス課窓口を持参してください。

なお、納付された手数料は、返還することは出来ません。

5 排水設備工事に必要な設備及び器材の一例

郡山市下水道工事指定店の資格要件として規定されている排水設備工事に必要な設備及び器材の一例は以下のとおりです。

分類	設備及び器材の名称			
調査・測量	オートレベル	回転レーザーレベル (本体部、受光部)	スタッフ (標尺)	巻尺
土工・配管	スコップ	つるはし	転圧機(ランマー、タンパー)	木だこ (突固め)
	Co(As)カッター	Co ブレーカー	バックホウ	ホールソウ
	水平器			
その他	運搬用車両	ハンマー	のこぎり	パール
	柵開閉工具	排水管清掃機		

※Co：コンクリート、As：アスファルト

※オートレベル・回転レーザーレベル(水準器)は、少なくとも3年毎に校正された機器を使用すること。

郡山市下水道条例(抜粋)

(工事指定店の指定)

第21条の5 上下水道事業管理者は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、工事指定店の指定をするものとする。

- (1) 市内に営業所を有すること。
- (2) 専属の下水道排水設備工事責任技術者(公益財団法人福島県下水道公社が排水設備工事の設計及び施工に関して技能を有する者として認め、登録した者をいう。)を1人以上有すること。
- (3) 排水設備工事に必要な設備及び器材を備え、従業員を常置していること。

お問合せ先

郡山市上下水道局お客様サービス課排水施設係

電話 024 - 932 - 7666